

# 住宅の取得に奨励金



# 住まいづくりを応援

旭市に定住を希望する人に、住宅取得の支援をしています。

## 旭市定住促進奨励金

市外から転入し、定住する意思を持って住宅を取得した人に、奨励金を交付します。

要件／次の全てに該当すること

○平成30年4月1日以降に住宅を取得している

○住宅の取得日と転入日の間に3年以上の期間がない

○転入日時点で過去3年間、市内に住民登録がない

○5年以上居住することを目的に住んでいる

○世帯全員に市税の滞納がない

○過去に同じ奨励金の交付を受けていない

○専用住宅、または併用住宅である

金額／基礎額30万円、加算要件に該当すると最大150万円

旭市若者世帯住宅取得奨励金

市内に住む若者世帯で、定住のために新築住宅を取得した人に、奨励金を交付します。

要件／次の全てに該当すること

○令和4年4月1日以降に新築住宅を市内業者から取得している

○申請者かその配偶者が申請時に39歳以下である

○5年以上居住することを目的に住んでいる

○世帯全員に市税の滞納がない

○過去に同じ奨励金の交付を受けていない

○所有権移転登記でない

○居住面積が70㎡以上で、土地代を除く住宅の価格が500万円以上

金額／基礎額20万円、加算要件に該当すると最大100万円

## 〈共通事項〉

申し込み方法／企画政策課か市ホームページから入手できる申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出してください。

申し込み・問い合わせ先

企画政策課政策推進班

☎62・5382

## 子育て世帯を応援 住宅ローン【フラット35】を拡充

### 【フラット35】とは

民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する、最長35年の全期間固定金利型住宅ローンです。



### 【フラット35】子育てプラスが新設

子育て世帯や若年夫婦世帯に対し、子どもの人数などに応じて金利を引き下げます。金利引き下げ幅は、最大年▲1.0%です。令和6年2月13日以降の資金受け取り分から利用できます。

※「旭市定住促進奨励金」と「旭市若者世帯住宅取得奨励金」を受け取る場合に金利が引き下げられる【フラット35】地域連携型と併用できます。くわしい内容は、住宅金融支援機構のホームページで確認してください。

### 問い合わせ先

住宅金融支援機構お客さまコールセンター(☎0120-0860-35)

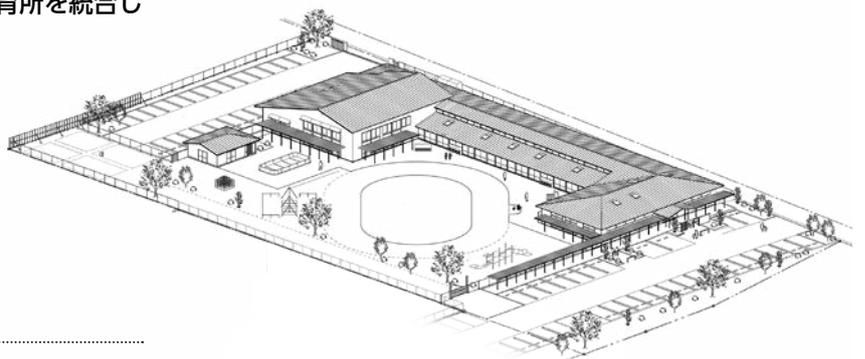
## 子どもたちの笑顔あふれる場所を目指して

## 中央第二・ゆたか統合保育所の建設が始まりました

市では、少子化や施設の老朽化などの課題に対応するため「旭市立保育所再編計画」を策定し、保育所の再編を進めています。

計画に基づき、中央第二保育所とゆたか保育所を統合した、新しい保育所を建設しています。

統合保育所の完成予想図



### 概要

場所／ニの5127(旭市青年の家跡地)

延床面積／1,012.73㎡(園舎)

構造／鉄骨造 平屋建て

工期／令和7年1月31日まで

開所予定日／令和7年4月1日

### 問い合わせ先

子育て支援課保育班(☎62-5313)